

総社市農業委員会訓令第1号

総社市農業委員会事務局処務規程（平成17年総社市農業委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和2年3月19日

総社市農業委員会会長 定井正雄

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(専決) 第5条 次の事項は、局長が専決することができる。ただし、重要又は異例と認める事項については、この限りでない。 (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3、第4条第1項第<u>8号</u>及び第5条第1項第<u>7号</u>の規定による届出の受理又は不受理の決定をすること。 (2)～(9) 略</p>	<p>(専決) 第5条 次の事項は、局長が専決することができる。ただし、重要又は異例と認める事項については、この限りでない。 (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の3第<u>1項</u>、第4条第1項第<u>7号</u>及び第5条第1項第<u>6号</u>の規定による届出の受理又は不受理の決定をすること。 (2)～(9) 略</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。